

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護 重要事項説明書 (令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 福島県厚生農業協同組合連合会
坂下厚生総合病院併設 介護老人保健施設なごみ
- ・開設年月日 平成8年4月1日
- ・所在地 福島県河沼郡会津坂下町字上柳田 2210-1
- ・電話番号 0242-83-7530
- ・FAX番号 0242-83-7531
- ・管理者名 杉本 光郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0752685016号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供します。それにより利用者の方が要介護状態になることを出来る限り防ぎ、要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化せず、利用者の方が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、介護予防短期入所療養介護サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用下さい。

[介護老人保健施設なごみの運営方針]

医療と福祉の中間的機能を備えた施設において療養を行い、生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気をもとに、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

(3) 施設の職員体制

職名	員数並びに勤務形態	職務内容
・施設長	1人(併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通り兼務)	運営管理、施設管理
・医師	3人(内1名は施設長)(2名は併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通り兼務)	利用者に対する医学的管理
・薬剤師	1人(併設病院・介護老人保健施設・短期入療養と兼務)	薬剤の管理
・看護職員	14人(介護老人保健施設・短期入療養と兼務、内1名は通り・介護予防通りと兼務)	利用者に対する看護
・介護職員	29人(介護老人保健施設・短期入療養と兼務、内5名は通り・介護予防通りとも兼務)	利用者の介護及びレクリエーション
・支援相談員	3人(1名は介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務、2名は介護老人保健施設・短期入療養と兼務)	相談業務等

職名	員数並びに勤務形態	職務内容
・理学療法士	2人（介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務）	物理療法及びリハビリテーション
・作業療法士	2人（介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務）	作業療法及びリハビリテーション
・管理栄養士	2人（介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務）	利用者への適切な食事の提供と管理指導
・調理員	4人（併設病院・介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務）	利用者への適切な食事の提供
・介護支援専門員	2人（介護老人保健施設・短期入療養と兼務）	施設内の介護サービス計画作成
・事務員	3人（介護老人保健施設・短期入療養・通り・介護予防通りと兼務、内1名は併設病院とも兼務）	事務一般と施設保守

（4）療養室数

・療養室 個室 8室、2人部屋 12室、4人部屋 17室

（5）送迎実施地域

・原則として会津坂下町、湯川村、会津美里町、柳津町、三島町、西会津町、会津若松市、磐梯町、喜多方市

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 朝食 7：30～ 8：00
昼食 12：00～12：30
夕食 18：00～18：30
- ③ 入浴（入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ご利用者様の御身体の状態にあわせて介助をします。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行ないます）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理容サービス
- ⑩ 行政手続き代行
- ⑪ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますのでご相談ください。

3. 利用料金

（1）基本料金

- ①介護保健施設サービス費（介護保険制度下では、要介護認定による要介護の程度によって利用料金が異なります。以下は1日当りの自己負担分です。）

一割負担の場合

	従来型個室	多床室
要支援1	579円/日	613円/日
要支援2	726円/日	774円/日

二割負担の場合

	従来型個室	多床室
要支援1	1,158円/日	1,226円/日
要支援2	1,452円/日	1,548円/日

三割負担の場合

	従来型個室	多床室
要支援1	1,737円/日	1,839円/日
要支援2	2,178円/日	2,322円/日

②送迎料 入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は片道につき、184円（一割負担）368円（二割負担）552円（三割負担）加算されます。また、通常の送迎地域を越えて行う送迎に関して境界線から1キロメートルあたり100円を頂きます。

③滞在費・食費 (食費～朝食：415円、昼食：530円、夕食：500円 施設で提供する食事を食べられた場合にお支払い頂きます。)

◇基準費用額

【第4段階 ～ 課税世帯者】

	滞在費	食費
従来型個室	1,728円/日	1,445円/日
多床室	437円/日	

◇負担限度額

【利用者負担第1段階 ～ 市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者・境界層該当者】

	滞在費	食費
従来型個室	550円/日	300円/日
多床室	0円/日	

【利用者負担第2段階 ～ 市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万以下の方】

	滞在費	食費
従来型個室	550円/日	600円/日
多床室	430円/日	

【利用者負担第3段階① ～ 市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入が80万円越～120万円以下の方】

	滞在費	食費
従来型個室	1,370円/日	1,000円/日
多床室	430円/日	

【利用者負担第3段階② ～ 市町村民税非課税世帯であって、課税年金収入が120万円以上の方】

	滞在費	食費
従来型個室	1,370円/日	1,300円/日
多床室	430円/日	

*上記③滞在費・食費において、利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費・食費の負担限度額が1日にお支払い頂く上限となります。

④栄養管理 療養食加算 8円/回 (一割負担) 16円/回 (二割負担)
24円/回 (三割負担)

⑤個別リハビリテーション実施加算 240円/回 (一割負担) 480円/回 (二割負担)
720円/回 (三割負担)

⑥サービス提供体制強化加算 (I) 22円/日 (一割負担) 44円/日 (二割負担)
66円/日 (三割負担)

⑦緊急短期入所受入加算 90円/日 (一割負担) 180円/日 (二割負担)
270円/日 (三割負担)

(利用開始日から7日以内を原則として、やむを得ない事情がある時は14日以内を限度とする)

⑧総合医学管理加算 275円/日 (一割負担) 550円/日 (二割負担)
825円/日 (三割負担)

⑨介護職員等処遇改善加算 I 1ヶ月当たりの総単位数にサービス別加算率 (7.5%) を乗じた単位数で加算 (1ヶ月の総単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数となる)

(2) その他の料金

①理容代 実費 2,500円/回

②教養・娯楽費 200円/1回参加につき

費目…折り紙、模造紙、画用紙、クレヨン、絵の具、絵筆、色鉛筆、筆字半紙、粘土、パズル、スキルギャラリー (ビーズ)、手芸用品

③衣類洗濯料 (利用時のみ)

ジャージ上下 (組) 200円/枚

パジャマ上下 (組)、ネマキ、ゆかた、ズボン 100円/枚

長袖シャツ、ズボン下、バスタオル、肌襦袢	50円/枚
半袖シャツ、ランニングシャツ、パンツ、ステテコ	40円/枚
オムツカバー、靴下（足）	20円/枚
④洗濯機使用料（利用時のみ）	100円（コイン式）/回
⑤文書料	
証明書	一通 1,100円
診断書（簡単なもの）	一通 2,200円
診断書（複雑なもの）	一通 11,000円

（3）支払方法

支払方法は、口座引落または指定口座振込みの2通りの中からご契約時に選べます。ただし、現金での支払いを希望される場合はお申出ください。

①金融機関口座からの自動引落

当施設で用意する手続きにて、下記の金融機関から自動引落が可能です。尚、口座引落に関する手数料につきましては、施設が負担いたします。

<取引金融機関名>

- ・福島県内 JA・東邦銀行・福島銀行・大東銀行・会津信用金庫・郡山信用金庫
- ・白河信用金庫・須賀川信用金庫・ひまわり信用金庫・あぶくま信用金庫
- ・二本松信用金庫・福島信用金庫・いわき信用金庫・会津商工信用金庫
- ・福島協和信用組合・東北労働金庫

②指定口座への振込み（振込み手数料につきましては振込者の負担となります。）

- ・指定口座は申込時にお知らせいたします。

4. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力頂いています。

○ 協力医療機関

- ・名称 坂下厚生総合病院
- ・住所 福島県河沼郡会津坂下町字上柳田 2210-1

△ 緊急時の連絡先 緊急の場合は「契約書」にご記入頂いた連絡先に連絡します

5. 施設利用にあたっての留意事項

・施設開館時間…玄関自動扉が自動開閉する時間は、平日7:00～20:30、第2・第4・第5土曜7:00～13:00です。（それ以外の時間は、防犯上施錠します。）入館の際は必ず「立ち入り確認表」に記入して下さい。

面会に関しては、その時の感染症流行状況に応じ、流動的に運用します。入所時に面会方法についてご説明します。

- ・外出・外泊…介護保険上、原則的にショートステイ中の外出・外泊は出来ません。

必要時にご相談下さい。施設長の許可が必要です。

- ・火気の取り扱い…行わないで下さい。

- ・設備・備品の利用…丁寧にご使用頂けますようお願い申し上げます。

- ・所持品・備品等の持ち込み…洗濯物はなるべく家族洗濯でお願いします。着替えが不足しないよう
ご注意下さい。なお、全ての持ち物に必ず名前を記入して下さい。

療養室の混乱を避ける為、持ち物は最小限にして下さい。
食品類の持ち込みは必ず職員に申し出、指示に従って下さい。
電気器具のご使用は安全の為、すべて許可を要します。
刃物等危険物の持ち込みは禁止です。

- ・ 金銭・貴重品の管理…多額の金銭及び貴重品を持ち込まないようにして下さい。また、眼鏡・腕時計
・ 補聴器・義歯等本人が身につける物品についても、紛失・盗難に関しては責任を負いかねます。
- ・ 宗教活動…行わないで下さい。
- ・ ペットの持込…原則として行わないで下さい。
- ・ 利用中の病院受診…利用中に他保険施設（病院、医院、クリニック）を受診する場合は、必ず前もって職員に申し出て指示に従って下さい。保険請求上、受診された病院に御迷惑をかける場合があります。
利用中に坂下厚生総合病院の外来受診と受診により発生した自己負担金に関して3か月滞納された場合は、福島県厚生農業協同組合連合会の規定により、借用書の作成となります。ご注意願います。
- ・ その他…「施設利用申請書」の記入事項の変更や健康保険証に変更があった場合は速やかに連絡して下さい。
- ・ 喫煙は指定の場所に灰皿がありますので指定の場所で喫煙して下さい。

6. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員（馬場さとみ・新井田睦・渡部加織）が勤務しております。支援相談員は月曜日～金曜日（祝日・12月30日～1月3日・その他施設が定めた休日を除く）の8：30～17：00、第2・第4・第5土曜日の8：30～12：30（日曜日不在）の日時で受け付けております。その他日時に関しましては、当時勤務スタッフにお申し出下さい。また、苦情受付について、苦情の解決責任者は施設長杉本光郎・受付担当者は支援相談員とします。

事務所窓口前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用頂くことも、管理者に直接申し出頂くことも出来ます。どうぞお気軽に御相談ください。

Tel 0242-83-7530

9. 事故発生時の対応

事故発生時、発見者・当事者は看護師に連絡し看護師は疼痛・出血の有無や状態を確認のうえ、必要に応じて応急処置を行いません。施設長及び看護師長に報告し指示を受け、御家族へ連絡説明を致します。さらに、施設長の指示により市町村、保健所等関係機関に報告するとともに速やかに事故報告書を作成し、その後内容をよく検討して防止策を図ります。

加えて在宅の居宅介護支援事業所・担当ケアマネージャーへもご連絡致します。
また、介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により御利用者が損害を被った場合損害を賠償するものとします。そのような万が一の事態に備え、全国厚生農業協同組合連合会病院賠償責任保険に加入しております。

10. 感染症対策について

当施設では、レジオネラ検査（年2回、浴槽水）、手洗いの徹底、排泄物処理時の手袋着用、インフルエンザ予防接種の推進等の感染症予防対策を実施しております。

11. 褥創予防対策について

当施設では、時間ごとの体位変換、離床の推進、除圧、まめなオムツ交換（と濡れたままになっていないか確認）、可能な限りの入浴等の褥創予防対策を実施しております。

12. 福祉サービス第三者評価の実施について

当施設では、第三者評価を実施しておりません。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますのであわせてご覧下さい。

個人情報利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設なごみでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・協力医療機関との情報共有、現病歴等

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

利用同意書

介護老人保健施設なごみを入所利用するにあたり、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用契約及び重要事項説明書、個人情報の利用目的を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、内容を理解しました。

私は、この契約の定めるところに従い、貴施設に入所し、各種の介護サービスを利用することを申し込めます。

年 月 日

【利用者】住所

電話番号

氏名

印

【家族・扶養者】住所

電話番号

氏名

(続柄

)

印

【緊急連絡先～代理人】

住所

電話番号

氏名

(続柄

)

印

【説明者】

支援相談員

馬場さとみ・新井田睦・渡部加織

介護老人保健施設 なごみ

施設長 杉本 光郎

介護老人保健施設のサービス提供に伴う 利用者負担にかかる同意書

介護老人保健施設のサービス（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護の利用契約に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担について、担当者による説明を受けました。その内容を理解し、サービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払う事に同意いたします。

年 月 日

【利用者】

氏名

印

【扶養者・代理人】

氏名

(続柄

)

印

介護老人保健施設 なごみ
施設長 杉本 光郎